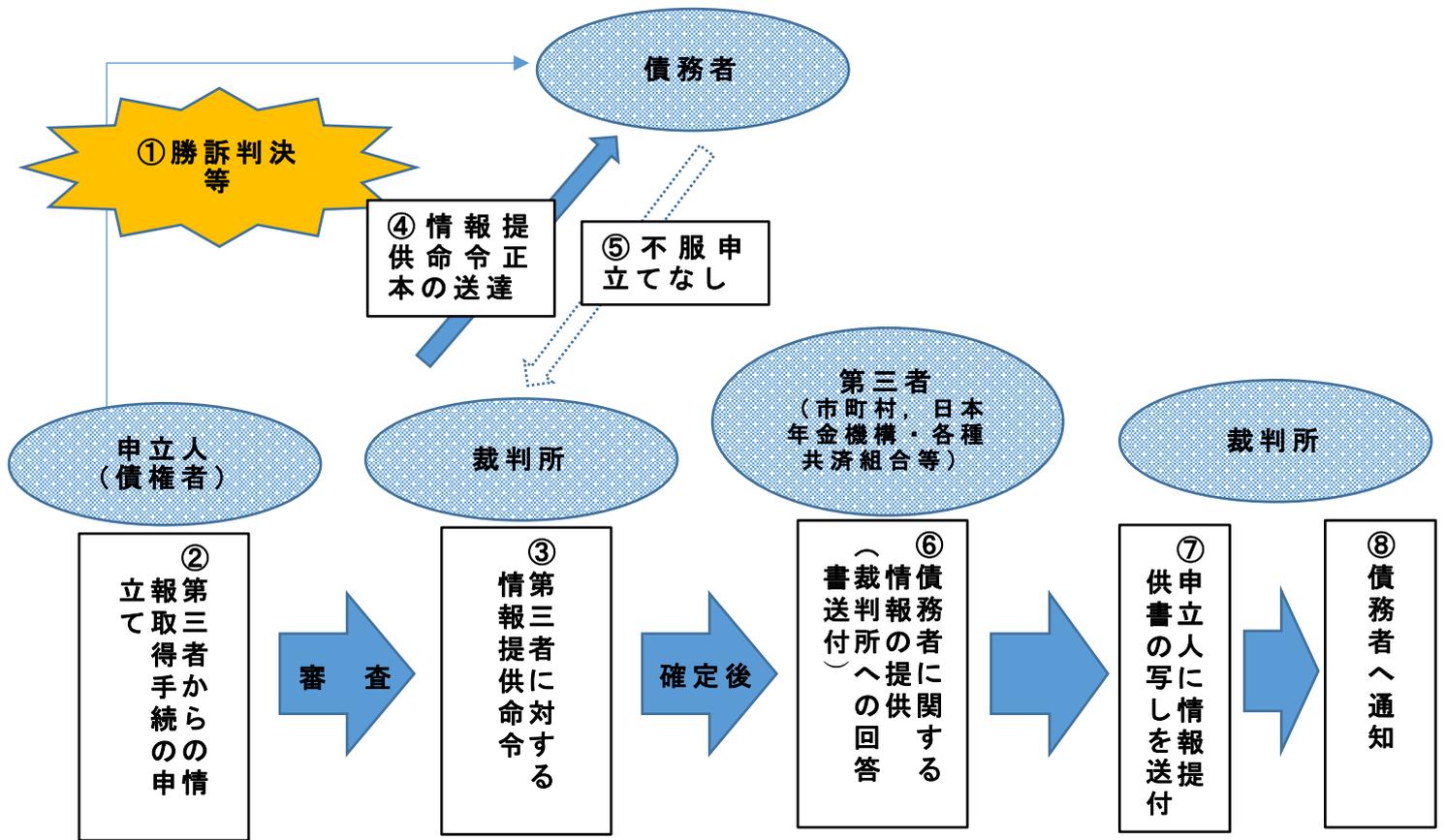


給与債権の情報取得手続の流れ



①民事執行法151条の2第1項に掲げる請求権（養育費や婚姻費用等の扶養義務に係る請求権）

又は

②人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権

について、勝訴判決等の債務名義を有しているあなた《申立人（債権者）：以降、あなたのことを申立人又は債権者と記載します。》が、債務名義で命じられた金銭を支払ってくれない《債務者》の給与等債権を差し押さえるため、《第三者（市町村・日本年金機構・各種共済組合等）》が有する勤務先等の情報を、裁判所の第三者に対する情報提供命令により得ようとする手続です（民事執行法206条1項）。この手続は、強制執行を実施しても完全な弁済を得ることができなかつた場合や、知っている債務者の財産に強制執行を

実施しても、完全な弁済を得ることができない見込みである場合に申し立てることができる。

申立人から、裁判所に、必要な費用を民事執行予納金として納めていただく必要があります。